

46201

鹿児島県

鹿児島市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
<p>【※1地方活力向上地域 ※2移転型】</p> <p>3,800(中小企業は1,900)</p> <p>※1:鹿児島市の市街地化区域及び吉田・郡山・松元・喜入地域の都市計画区域のうち、住居専用となる用途地域等を除いた地域</p> <p>※2:東京23区から企業の本社機能を移転</p> <p>注:地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について県の認定を受けることが必要</p>	<p>5人</p> <p>(中小企業は2人)</p>	課税免除	固定資産税	3年間
<p>【地方活力向上地域 ※3拡充型】</p> <p>3,800(中小企業は1,900)</p> <p>※3:東京23区以外の地方にある企業の本社機能を移転・拡充</p> <p>注:地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について県の認定を受けることが必要</p>	<p>5人</p> <p>(中小企業は2人)</p>	<p>不均一課税</p> <p>1年目 通常の税率 ×1/10</p> <p>2年目 通常の税率 ×1/3</p> <p>3年目 通常の税率 ×2/3</p>	固定資産税	3年間
<p>【※4地域未来投資促進法に基づく促進区域】</p> <p>※5県基本計画に定める分野</p> <p>10,000超</p> <p>(農林水産関連業種は5,000超)</p> <p>※4:法に基づく促進区域とは、本市の全域から自然公園の特別保護地区等を除いた地域</p> <p>※5:自動車関連、電子関連、食品関連、情報通信関連、環境・エネルギー関連、健康・医療関連、航空機関連、観光関連に限る</p> <p>注:地域経済牽引事業計画について県の承認を受けること等が必要</p>	—	課税免除	固定資産税	3年間

【過疎地域(旧桜島町)】 2,700超 (製造業・農林水産物等販売業・旅館業)	—	課税免除	固定資産税	3年間
【半島振興対策実施地域(喜入・松元・郡山・桜島地域)】 製造業・旅館業 ・個人または資本金1,000万円以下の法人 ⇒500以上 ・資本金1,000万円超5,000万円以下の法人 ⇒1,000以上 ・資本金5,000万円超の法人 ⇒2,000以上 情報サービス業等(コールセンター含む)・農 林水産物等販売業 ⇒500以上	—	不均一課税 1年目 通常の税率 ×1/10 2年目 通常の税率 ×1/4 3年目 通常の税率 ×1/2	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
鹿児島市企業 立地促進補助 金交付要綱	H10.4 H18.12 改正 H22.7 改正 H23.4 改正 H28.4 改正 H29.4 改正 H31.4 改正	(1)～(4)の共通要件 ○事業用の新たな用地を取得又は賃借した後3年以内に操業を開始すること ○本市と立地協定を締結し協定に定める義務を履行すること ○新規雇用者の人数要件は、かごしま連携中枢都市圏構成市（鹿児島市、いちき串木野市、日置市、始良市）の市民が対象 ただし、人数要件の半数以上は鹿児島市民であること	
		(1)製造業 ①新規雇用者数が11人以上 ※平成31年4月より、 市内製造業特例追加 ・市内企業は新規雇用者数が6人以上（中小企業の場合は3人以上） ・但し、この特例の場合、 用地取得費を除いた 設備投資額1億円以上 が要件	(1)製造業 ①新規雇用者数が11人以上 (市内企業は新規雇用者数が6人以上、市内企業かつ中小企業の場合は3人以上) ◎設備投資額の2% ◎新規雇用者1人あたり50万円（3年間）(※) ◎固定資産税等の50%（3年間） ○限度額 6,000万円 ②新規雇用者数が30人以上で設備投資額が10億円以上 ◎設備投資額の6% ◎固定資産税等の50%（3年間） ○限度額 6億円

		<p>②新規雇用者数が 30 人以上で設備投資額が 10 億円以上</p>	<p>[上記以外①、②共通]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎研修費の 50% (3 年間) ◎企業内託児所運営費等の 50% (3 年間) ○限度額 各 2,000 万円 ◎水源確保設備投資の 50% ○限度額 1 億円 <p>※非正規雇用 (フルタイム勤務) は 30 万円、短時間勤務は 15 万円。いずれも支給対象は鹿児島市民のみです。</p> <p>※また、2 年目及び 3 年目については、前年より①は 11 人以上 (市内企業は 6 人以上、市内企業かつ中小企業の場合は 3 人以上) 増えた場合に限り、増員分を補助します。</p>
		<p>(2) ソフトウェア業・デザイン業、コンテンツ制作業等</p> <p>①新規雇用者が 6 人以上 (デザイン業・コンテンツ制作業は 3 人以上)</p> <p>②新規雇用者数が 30 人以上で設備投資額が 10 億円以上</p>	<p>(2) ソフトウェア業・デザイン業、コンテンツ制作業等</p> <p>①新規雇用者が 6 人以上 (デザイン業・コンテンツ制作業は 3 人以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎設備投資額の 2% ◎事業所改修費の 50% ◎新規雇用者 1 人あたり 50 万円 (3 年間) (※) ◎固定資産税等の 50% (3 年間) ◎オフィス賃借料の 50% (3 年間) ○限度額 6,000 万円 (事業所改修費は限度額 150 万円) <p>②新規雇用者数が 30 人以上で設備投資額が 10 億円以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎設備投資額の 6% ◎事業所改修費の 50% ◎固定資産税等の 50% (3 年間) ○限度額 3 億円 (事業所改修費は限度額 150 万円) <p>[上記以外①、②共通]</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎研修費の 50% (3 年間) ◎企業内託児所運営費等の 50% (3 年間) ○限度額 各 2,000 万円 <p>※非正規雇用 (フルタイム勤務) は 30 万円、短時間勤務は 15 万円。いずれも支給対象は鹿児島市民のみです。</p> <p>※また、2 年目及び 3 年目については、前年より①は 6 人以上 (デザイン業・コンテンツ制作業は 3 人以上) 増えた場合に限り、増員分を補助します。</p>
		<p>(3) コールセンター・事務処理センター</p>	<p>(3) コールセンター・事務処理センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎設備投資額の 2%

		<p>新規雇用者が 30 人以上（中心市街地に立地する場合は 11 人以上）</p> <p>※コールセンターについては、受信業務を行うインバウンドコールセンター等を対象</p>	<p>◎新規雇用者 1 人あたり 50 万円（3 年間）（※）</p> <p>◎固定資産税等の 50%（3 年間）</p> <p>◎オフィス賃借料の 50%（3 年間）</p> <p>◎通信回線使用料の 50%（3 年間）</p> <p>○限度額 3 億円 （うち、通信回線使用料は 2,000 万円）</p> <p>[上記以外]</p> <p>◎研修費の 50%（3 年間）</p> <p>◎企業内託児所運営費等の 50%（3 年間）</p> <p>○限度額 各 2,000 万円</p> <p>※非正規雇用（フルタイム勤務）は 30 万円、短時間勤務は 15 万円。いずれも支給対象は鹿児島市民のみです。</p> <p>※また、2 年目及び 3 年目については、前年より 30 人以上（中心市街地に立地する場合は 11 人以上）増えた場合に限り、増員分を補助します。</p>
		<p>(4) 本社機能</p> <p>新規雇用者が 10 人以上 （中小企業の場合は 5 人以上）</p>	<p>(4) 本社機能</p> <p>◎設備投資額の 4%</p> <p>◎新規雇用者 1 人あたり 50 万円（3 年間）（※）</p> <p>◎固定資産税等の 50%（3 年間）</p> <p>◎オフィス賃借料の 50%（3 年間）</p> <p>◎転勤者引越手当の 50%（3 年間）</p> <p>◎転勤者住居手当の 50%（3 年間）</p> <p>○限度額 3 億円 （うち、転勤者引越手当は 500 万円、転勤者住居手当は 1,500 万円）</p> <p>[上記以外]</p> <p>◎研修費の 50%（3 年間）</p> <p>◎企業内託児所運営費等の 50%（3 年間）</p> <p>○限度額 各 2,000 万円</p> <p>※非正規雇用（フルタイム勤務）は 30 万円、短時間勤務は 15 万円。いずれも支給対象は鹿児島市民のみです。</p> <p>※また、2 年目及び 3 年目については、前年より 10 人以上（中小企業の場合は 5 人以上）増えた場合に限り、増員分を補助します。</p>

46203

鹿児島県

鹿屋市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員 (人以上)			
(過疎法) 過疎地域(旧吾平町、旧輝北町) 製造業、旅館業、農林水産物等販売業 新增設 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
(地域再生法) 地域活力向上地域(用途指定地域、既存の工業団地、その他企業立地が見込まれる地域) 業種は問わない 新增設 3,800 (中小企業は1,900)	5(中小企業2)	不均一課税	固定資産税	3年間
(地域未来投資促進法) 促進区域(市内全域) 地域経済牽引事業として承認を受けた事業のうち、 主務大臣の確認を受けたもの 新增設 10,000 (農林漁業関連業種は5,000)	—	課税免除	固定資産税	3年間
(半島振興法) 半島振興地域(市内全域) 製造業、旅館業、情報サービス業、農林水産物等販売業 新增設 資本金1千万円以下の法人又は個人 500 資本金1千万円超5千万円以下の法人 1,000 資本金5千万円超の法人 2,000	—	不均一課税	固定資産税	3年間
(市独自) 市内全域 上記各法に基づく対象業種、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業 新增設 2,000	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容										
鹿屋市工場等立地促進に関する条例	H18.1	<p>○対象業種</p> <p>・製造業、情報通信業、流通業、研究開発施設</p> <p>【新・増設共通】</p> <p>①工場適地、産業導入地区、重点促進区域等での立地</p> <p>②立地協定の締結</p> <p>③新たな工場等の設置に伴い、市内の既存の工場等の操業を停止し、又は既存の工場等の操業能力を著しく減少させるなどの場合でないこと</p> <p>【新設】</p> <p>①土地取得等面積</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>面積要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市外事業者</td> <td>製造業・流通業 2,000㎡</td> </tr> <tr> <td>市の特性を生かした事業の場合 1,000㎡</td> </tr> <tr> <td>情報通信業・研究開発施設 200㎡</td> </tr> <tr> <td>市の特性を生かした事業の場合 100㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市内事業者</td> <td>製造業・流通業 1,000㎡</td> </tr> <tr> <td>情報通信業・研究開発施設 100㎡</td> </tr> </tbody> </table> <p>②土地取得等後、5年以内に操業開始</p> <p>③新規雇用者数 5人以上(市内事業者は3人以上)</p> <p>【増設】</p> <p>新規雇用者数 3人以上</p> <p>【移設・改築・更新】</p> <p>設備投資額が2,000万円以上</p>	区分	面積要件	市外事業者	製造業・流通業 2,000㎡	市の特性を生かした事業の場合 1,000㎡	情報通信業・研究開発施設 200㎡	市の特性を生かした事業の場合 100㎡	市内事業者	製造業・流通業 1,000㎡	情報通信業・研究開発施設 100㎡	<p>①工場等用地取得費補助金</p> <p>【新・増設共通】</p> <p>・補助額 土地取得価格×30%以内</p> <p>※投資額10億以上で新規雇用者数50人以上の場合は土地取得価格×50%以内</p> <p>・限度額 2,000万円(3～9人)</p> <p>3,000万円(10～19人)</p> <p>5,000万円(20～49人)</p> <p>7,000万円(50～99人)</p> <p>1億円(100人以上)</p> <p>※限度額算定に用いる新規雇用者数は、新規雇用者に新規学卒者、障がい者、U・Iターン者又は転勤者がいる場合2人、家族等の転入があった場合0.5人に換算する。</p> <p>【移設】</p> <p>・補助額 土地取得価格×30%以内</p> <p>・限度額 1,000万円</p> <p>②雇用促進補助金</p> <p>【新・増設共通】</p> <p>・補助額 正規の新規地元雇用者数×15万円</p> <p>※新規学卒者又は障がい者の場合は、10万円加算</p> <p>・限度額 1,500万円 ※移住促進補助金と合算</p> <p>③移住促進補助金</p> <p>【新・増設共通】</p> <p>・補助額 U・Iターン者数×10万円</p> <p>※正規の新規地元雇用者であること。</p> <p>転勤者数×10万円</p> <p>※市外の工場等から新設又は増設した工場等へ転勤となった者</p> <p>家族等数×5万円</p> <p>※U・Iターン者又は転勤者と共に移</p>
区分	面積要件												
市外事業者	製造業・流通業 2,000㎡												
	市の特性を生かした事業の場合 1,000㎡												
	情報通信業・研究開発施設 200㎡												
	市の特性を生かした事業の場合 100㎡												
市内事業者	製造業・流通業 1,000㎡												
	情報通信業・研究開発施設 100㎡												

			<p>住した親族（一親等内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 限度額 1,500万円 ※雇用促進補助金と合算 <p>④建物・機械設備補助金</p> <p>【新・増設共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助額（建物と機械設備それぞれに算定） <table border="1"> <thead> <tr> <th>市内受注率</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8/10 以上</td> <td>設備投資額×10%以内</td> </tr> <tr> <td>5/10 以上</td> <td>設備投資額×5%以内</td> </tr> <tr> <td>5/10 未満</td> <td>設備投資額×3%以内</td> </tr> <tr> <td>補助対象施設のうち市民に開かれた施設・エリアの場合</td> <td>設備投資額×10%以内</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 限度額 1億円 <p>【移設・改築・更新共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助額（建物と機械設備それぞれに算定） <table border="1"> <thead> <tr> <th>市内受注率</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8/10 以上</td> <td>設備投資額×10%以内</td> </tr> <tr> <td>5/10 以上</td> <td>設備投資額×5%以内</td> </tr> <tr> <td>5/10 未満</td> <td>設備投資額×3%以内</td> </tr> <tr> <td>補助対象施設のうち市民に開かれた施設・エリアの場合</td> <td>設備投資額×10%以内</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 限度額 2,000万円 <p>【新設：情報通信業、研究開発施設対象】</p> <p>⑤施設賃借料補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助額 事業所賃借料（年間）×30%以内 ・ 限度額 3,000万円（1,000万円×3年） <p>⑥通信回線使用料補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助額 通信回線使用料（年間）×25%以内 ・ 限度額 3,000万円（1,000万円×3年） 	市内受注率	補助額	8/10 以上	設備投資額×10%以内	5/10 以上	設備投資額×5%以内	5/10 未満	設備投資額×3%以内	補助対象施設のうち市民に開かれた施設・エリアの場合	設備投資額×10%以内	市内受注率	補助額	8/10 以上	設備投資額×10%以内	5/10 以上	設備投資額×5%以内	5/10 未満	設備投資額×3%以内	補助対象施設のうち市民に開かれた施設・エリアの場合	設備投資額×10%以内
市内受注率	補助額																						
8/10 以上	設備投資額×10%以内																						
5/10 以上	設備投資額×5%以内																						
5/10 未満	設備投資額×3%以内																						
補助対象施設のうち市民に開かれた施設・エリアの場合	設備投資額×10%以内																						
市内受注率	補助額																						
8/10 以上	設備投資額×10%以内																						
5/10 以上	設備投資額×5%以内																						
5/10 未満	設備投資額×3%以内																						
補助対象施設のうち市民に開かれた施設・エリアの場合	設備投資額×10%以内																						

46204

鹿兒島県

枕崎市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額（万円以上）					
過疎法 新增設	2,700	課税免除 (青色申告者)	固定資産税	3年間	
半島法 新增設	資本金額等	課税免除 (青色申告者)	固定資産税	3年間	
	1千万円以下の法人の場合				500
	1千万円超5千万円以下の法人の場合				1,000
	5千万円超の法人の場合	2,000			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
枕崎市企業誘致促進補助金交付要綱	H5.4	①市との立地協定の締結 ②工場適地又は工業導入地区等への立地 ③新規地元雇用者11人以上（業種により要綱に定める） ※事業所の設置に伴い新たに雇用されることとなる常用の雇用者のうち、補助金の申請時に市内に居住する者の数から、当該事業所の設置に伴い市内の他の事業所において配置転換又は解雇等によって減員となった雇用者の数を控除した数 ④設備投資額 租特令第28条の9第2項 ⑤用地取得後1年以内に工場等の建設に着手 ⑥新たな事業所の設置に伴い市内の既存の事業所の操業を停止し、又は市内の既存の事業所の操業能力を著しく減少させる場合でないこと 〈対象業種〉 製造業・道路貨物運送業・倉庫業・こん包業・卸売業・ソフトウェア業・研究開発施設・4年制大学・総合保養地域整備法に基づく特定民間施	補助金 ○設備投資額の2/100（土地代を除く）と新規地元雇用者数×30万円の合算額 ○限度額 2,000万円 ※設備投資額が10億円以上かつ用地取得面積が1万㎡以上の場合は限度額4,000万円

		設	
枕崎市産業開発促進条例	S41.3	<p>○新增設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 投下固定資本額 2,500 万円以上 ・ 上記課税免除に該当しない事業者 <p>※製造業、旅館業、農林水産物等販売業又は情報サービス業等の場合に限る。</p>	<p>奨励金</p> <p>賦課された固定資産税の</p> <p style="padding-left: 40px;">第 1 年度 10/10 以内</p> <p style="padding-left: 40px;">第 2 年度 7/10 以内</p> <p style="padding-left: 40px;">第 3 年度 5/10 以内</p> <p>(3 年間)</p>

46206

鹿児島県

阿久根市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）				
新增設	2,700	—	課税免除 （青色申告者）	固定資産税	3年間
新增設	2,700	—	奨励金（上記に該 当しない者）	固定資産税の範 囲内	3年間
新增設（製造業）	2,700	—	不均一課税	固定資産税	3年間
新增設 （道路貨物運送業、こん包業、卸 売業）	2,700	16	不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
阿久根市企業立地 促進補助金交付要 綱	S63.12 H19.6改正	①製造若しくはその研究開発又はソフト 産業の用に供する施設で市内に用地取得 （ソフト産業にあつては、用地及び工場 等の賃貸借も含む）した者が3年以内に 新設・増設又は移転をし、操業を開始した ものであること ②市が指定した土地（指定地）または市長 が適当と認めた土地（認定地）に工場が設 置されたものであること ③増加する雇用者が5人を超えるもので あること	補助金 ①工場用地取得補助金 ア 指定地 土地取得価格の 25/100 イ 認定地 土地取得価格の 20/100 ○限度額 2,500万円 ②雇用促進補助金 ○増加する雇用者の数に10万円を乗 じて得た額（4ヶ月以上継続して雇用 されるものに限る） ○限度額 500万円 ③ソフト産業施設補助金 ○専用回線使用料の25%（専用回線使 用料についてはコールセンターのみ 適用） ○賃借料の25%（土地又は工場賃借契 約した場合） ○いずれも最長3年間

			<p>○限度額 2,500 万円</p> <p>○①から③までの合計限度額 3,000 万円</p> <p>○①から②までの交付する補助金の総額は設備投資額の 1/10 以内</p>
--	--	--	---

46208

鹿兒島県

出水市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
製造業、鉱業、ソフトウェア業、情報通信技術 利用事業、植物工場等の市指定優遇業種の事 業を行う者で、新增設時 2,500万円	新規雇用者数 100名以上	課税免除	固定資産税	10年間
		課税免除	法人市民税 (法人割)	10年間 (各年度上限3億 円)
	新規雇用者数 50名以上	課税免除	固定資産税	7年間
	新規雇用者数 30名以上	課税免除	固定資産税	5年間
	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定 年月	対象者の要件		内 容	
出水市企業立地促進 補助金交付要綱	H28.4	①用地の取得（造成・解 体込）	10人以上の雇用	補助金 ○補助率 15/100 ○補助金上限 5,000万円	①・② は 選 択 方 式
		②建物・設備の投資	10人以上 20人未満 (増設の場合は3名以 上)	補助金 ○補助率 30/100 (増設 5/100) ○補助金上限 3,000万円	
			20人以上 30人未満	補助金 ○補助率 30/100 (増設 5/100) ○補助金上限 5,000万円	
			20人以上	補助金 ○補助率 30/100 (増設 5/100) ○補助金上限 1億円	
		③雇用補助金	市内居住者の新規雇用 (創業5年目までは、 市内居住者を追加で雇	補助金 ○人数×30万円 ○補助金上限 1億円	

			用した場合、従業員が市内に転入した場合、新規雇用とみなして追加補助)	
出水市地場産業競争力強化支援補助金交付要綱	H28.4	社員が20名を超える企業	2年度内に2,500万円以上の設備投資を行った場合	補助金 対象設備等の固定資産税相当額を3年間交付
		社員が20名以下の小規模事業所	3年度内に1,000万円以上の設備投資を行った場合	
出水市魅力ある職場環境整備支援事業補助金交付要綱	H28.4	緑化推進事業 (生垣や植木の植栽等)	市内植木業・造園業者等に請け負わせた工事	補助金 対象工事費(30万円以上の15%) 上限30万円
		職場環境整備事業 (福利厚生施設の改善)	市内業者に請け負わせた工事	補助金 対象工事費(30万円以上の15%) 上限15万円
出水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例	H28.3	○種別 乙種区域 ○重点促進区域の範囲 沖田工業団地、松尾工業団地、大田原工業団地、平和工業団地、高尾野内陸工業団地、松ヶ迫工業団地、下名工業用地		緑地面積率等の要件緩和 ・緑地 5%以上 ・緑地を含む環境施設面積 10%以上
出水市地場産業起業支援事業補助金交付要綱	H28.4	地場産農林水産品を原材料にした商品を自ら製造、販売し新たに従業員を雇用し3年以上経営を継続すること		補助金 新規雇用者数×40万円 上限200万円

46213

鹿児島県

西之表市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新增設	500	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
西之表市企業等立地促進条例	H19.9	①市内で新たに雇用が発生する事業の用に供されること（風俗関連産業を除く） ②新規雇用者が3人以上 ③対象施設の設置について、市と立地協定を締結し、協定書に定める義務等が履行されていること ④市税及び本市に関する使用料等の完納	奨励金 ①事業所設置奨励金 各年度における対象施設に係る固定資産税額に相当する額（最大3年間） ※投下固定資産総額と交付期間 ・2,500万円未満 1年 ・2,500万円以上5,000万円未満 2年 ・5,000万円以上 3年 ②雇用促進奨励金 規則の定めにより、新規雇用者1人につき12万円を交付 限度額 2,000万円 （1事業所1回） ③事業所貸借奨励金 規則の定めにより、事業所の貸借に要した経費（敷金・権利金等除く）の1/4に相当する額の支給（3年間）
西之表市離島振興対策実施地域産業開発促進条例	H25.5	○投下固定資本額 500万円以上（資本金額等5,000万円以下の法人） ○製造業、旅館業、情報サービス業	○課税免除（3年間）

46214

鹿児島県

垂水市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
新增設	2,700	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
垂水市企業等立地 促進条例	S63.9	○事業所を新設し、新規地元雇用者増が5人以上若しくは事業所を増設し、新規地元雇用者増が5人以上	補助金 ○事業所の新增設に要した土地、建物、機械等の取得額に1/10を乗じて得た額（3年分割で交付） ○限度額 （新設の場合） 5人以上10人未満 1,000万円 10人以上20人未満 2,000万円 20人以上30人未満 3,000万円 30人以上40人未満 4,000万円 40人以上 5,000万円 （増設の場合） 5人以上10人未満 1,000万円 10人以上20人未満 2,000万円 20人以上30人未満 3,000万円 30人以上40人未満 4,000万円 40人以上 5,000万円 ※ただし、雇用に対する補助との合計額が800万円以下の場合は一括交付。
		○新規地元雇用者増が5人以上	○増加する新規地元雇用者1人につき20万円（3年分割で交付） ○限度額 1,000万円
垂水市産業開発促進条例	H14.9	○課税免除に該当しない事業者 ○投下固定資本額 2,700万円超	奨励金 ○賦課された固定資産税の 第1年度 10/10以内 第2年度 7/10以内

			第3年度 5/10 以内 (3年間)
--	--	--	--------------------

46215

鹿児島県

薩摩川内市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資産額	従業員（人以上）			
なし	（新規・増設・移転） 施設操業開始時の新規雇用者 5人以上	課税免除	固定資産税	（新設） 5年間 （増設・移転） 3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
薩摩川内市企業立地支援条例(企業立地支援補助金)	H25.4	<p>①工場等（製造業、鉱業、情報サービス業、研究開発施設、流通業）の新設、増設、移転</p> <p>②施設操業開始時の新規雇用者 操業開始以後1年以内に、3ヶ月連続雇用されている新規雇用者数が、新規・増設・移転ともに5人以上</p> <p>③操業開始時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地取得費補助を受ける場合 …用地取得から5年以内 ・施設設備費補助を受ける場合 …施設設備取得から2年以内 ・賃借費補助を受ける場合 …賃借開始から2年以内 <p>※上記の要件を全て満たしていること。</p>	<p>補助金</p> <p>1. 用地取得費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場等の施設用地取得に要した経費(売買代金及び当該施設用地に係る造成費・解体費を含む)×5/10(新設) ※増設・移転の場合は3/10 ※市の指定する用地に立地した場合は新設6/10, 増設4/10 <p>2. 施設設備費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場等の施設設備（建物及び機械設備）の取得に要した経費×10/100(新設) ※増設・移転の場合は5/100 ※1～2の限度額（操業開始時の雇用者数に応じて） 5～19人…3,000万円 20～29人…5,000万円 30人以上…1億円 <p>3. 賃借費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場等の賃貸物件（建物又は施設用地）の賃借に要した経費×5/10(新設) ※増設・移転の場合は3/10 ※3の限度額（操業開始時の雇用者数に応じて） 5～19人…1,000万円/年 20～29人…2,000万円/年

		<p>30人以上…3,000万円/年 ※最長3年間（操業開始月～36ヶ月） ※1～3の中からいずれか1つを選択</p> <p>4. 通信費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報サービス施設における通信回線の使用に要した経費×5/10(新設) <p>※増設・移転の場合は3/10 ※4の限度額（操業開始1・2・3年後の雇用者数に応じて）</p> <p>50～99人…1,000万円/年 100～199人…2,000万円/年 200人以上…3,000万円/年 ※最長3年間（操業開始月～36ヶ月）</p>	
		<p>上記要件に加え新規雇用（操業開始から1年後において6ヶ月連続雇用され、かつ連続6ヶ月以上の期間市内在住者が対象）した事業者</p>	<p>5. 新規雇用補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用者数×30万円 （非正規雇用は20万円、障がい者は40万円） ・限度額 1億円 <p>※竹セルロースナノファイバーを活用した事業は雇用1名あたりの補助額が50万円（非正規雇用は30万円）に拡充</p>

46216

鹿児島県

日置市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）			
（過疎地域） 新增設 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
（半島地域） 新增設 法人の資本金額等 生産設備取得価格 1千万円以下 500万円以上 1千万円超5千万円以下 1,000万円以上 5千万円超 2,000万円以上	—	不均一課税	固定資産税	3年間
（地方活力向上地域） 新增設 3,800万円（中小企業は1,900万円）	—	課税免除又は 不均一課税	固定資産税	3年間
（地域未来投資促進法における促進地域） 土地・建物の取得価格の合計が1億円以上（農 林水産関連業種は5,000万円以上）	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
日置市工場等立 地促進補助金交 付要綱	H17.5 H18.9改正 H22.4改正 H22.11改正 H29.3改正 H29.12改正	(1)対象業種 ○製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、 卸売業、ソフトウェア業、研究開発施設 ※道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業に ついては、市有地及び日置市土地開発公社所有 の土地を取得又は賃借した場合に限る。 (2)補助要件 ①新規雇用 10人以上 ※市内企業の増設移転については5人以上 ②用地取得後3年以内操業 ※用地取得は、賃借も含む。 ③設備投資額 1,000万円以上 ④市との立地協定	補助金 ○設備投資額に1/10を乗じて 得た額（用地取得費も含む） ○限度額 3,000万円 ※市内企業の増設移転で新規雇 用者が5人以上10人未満の場 合 ○限度額 1,500万円
日置市企業安定 雇用創出補助金	H28.4 H29.3改正	(1)対象業種 ○日置市工場等立地促進補助金と同じ	補助金 ○新規雇用者×30万円

	H30.10 改正	(2) 補助要件 ○市内での工場新增移設 ○新規雇用3人以上（うち1人以上は市内に住所を有する者であること）	○上限額 750 万円
--	-----------	--	-------------

46217

鹿児島県

曾於市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額等			
・過疎地域自立促進特別措置法 青色申告書提出事業者 新增設 2,700万円以上	課税免除	固定資産税	3年間
・地域経済牽引事業の促進等による地域の成長発展の 基盤強化に関する法律（地域未来投資促進法） 新增設（平成29年9月29日から5年以内） 1億円以上（農林水産関連業種は5,000万円以上）	課税免除	固定資産税	3年間
・地域再生法 新增設 3,800万円以上（中小企業1,900万円以上）) (移転型 東京23区内からの本社機能の移転 拡充型 地方にある企業の本社機能の移転・拡充)	移転型 課税免除 拡充型 不均一課税 初年度 0.14/100 第2年度 0.467/100 第3年度 0.933/100	固定資産税	3年間
・半島振興法 法人の資本金額 新增設 1,000万円以下 …… 500万円以上 1,000万円超5,000万円以下 …… 1,000万円以上 5,000万円超 …… 2,000万円以上	不均一課税 初年度 0.14/100 第2年度 0.35/100 第3年度 0.7/100	固定資産税	3年間
・曾於市工業開発促進条例 青色申告書提出事業者 新增設 2,500万円以上	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
・曾於市工業開発 促進条例	H17.7	①市との立地協定 ②投下固定資本額 2,500万円超 ③新規地元雇用者 5人以上 ただし、増設又は移転した工場等において、既設の工場等の常用雇用者が20人以下	助成金 ①工場設置補助金 用地購入費+設備投資額の10% 限度額 4,000万円 ②雇用促進補助金

		の工場等については、新規地元雇用者3人以上	新規地元雇用者に対して1人あたり10万円、限度額1,000万円を3年間
		課税免除に該当しない事業者 投下固定資本額 2,500万円超	奨励金（3年間） 賦課された固定資産税の 第1年度 10/10以内 第2年度 7/10以内 第3年度 5/10以内

46218

鹿児島県

霧島市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準	措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額			
新增設 2,500 万円超 (製造業、鉱業用鉱物採掘施設)	課税免除	固定資産税	3年間
新增設 3,000 万円超 雇用増が 16 人以上 (道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業)	課税免除	固定資産税	3年間
新增設 5,000 万円超 (試験研究設備)	不均一課税	固定資産税	3年間
過疎地域(旧横川町、旧牧園町、旧福山町) 新增設 2,700 万円超 (製造業、旅館業、農林水産物等販売業)	課税免除	固定資産税	3年間
地域未来投資促進法における促進区域 新增設 10,000 万円超 (製造業、情報通信業、観光業等)	課税免除	固定資産税	3年間
地域未来投資促進法における促進区域 新增設 5,000 万円超 (農林漁業関連業種)	課税免除	固定資産税	3年間
地域再生法における地方活力向上地域 移転型、拡充型 1,900 万円以上 (資本金等1億円超の法人は 3,800 万円以上)	課税免除(移転型) 不均一課税(拡充型)	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	要件	内 容
霧島市工場等立地促進に関する条例	H17.11 H18.3 改正 H19.6 改正 H24.12 改正 H27.10 改正 H29.10 改正 H30.1 改正	①工場適地、農工団地等での立地 ②用地取得面積が 2,000 m ² 以上、用地取得後3年以内の操業開始 ③新規地元雇用者が操業開始時かつ補助金交付申請時に5人以上 ④市との立地協定 ⑤工場等の建設及び操業に当たり、公害防止法令等その他関係法令に違	補助金 ①工場等用地取得費補助(造成費を含む) ○補助額 土地取得価格×40/100 ○限度額 2,000 万円(新規雇用者の数が 5人以上 10 人未満) 3,000 万円(新規雇用者の数が 10 人以上 20 人未満)

		<p>反していないこと</p> <p>⑥大規模工場等用地取得の場合 (新規雇用者が50人以上)</p>	<p>4,000万円(新規雇用者の数が 20人以上30人未満)</p> <p>5,000万円(新規雇用者の数が 30人以上50人未満)</p> <p>6,000万円(新規雇用者の数が 50人以上)</p> <hr/> <p>②大規模工場等用地取得費補助金(造成費を含む)</p> <p>○補助額 用地取得価格×40/100</p> <p>○限度額 3億円(工場等用地取得面積5ha以上10ha未満) 5億円(工場等用地取得面積10ha以上)</p> <hr/> <p>③雇用促進補助</p> <p>○補助額 新規地元雇用者数(霧島市在住)× 30万円 (障がい者であるときは、10万円加算)</p> <p>○限度額 1000万円</p>
霧島市立地企業等設備投資促進に関する条例	H27.3 H29.9改正	<p>①既存の工場等の同一敷地内または隣接する敷地内に新たに工場等を建設</p> <p>②既存の工場等(空きスペース)に新事業への進出または事業の拡大を目的に機械設備や附属設備を新たに取得</p> <p>③工場等を設置した日から2年以内の操業開始</p> <p>④新規地元雇用者が補助金交付申請時に10人以上</p> <p>⑤市との立地協定</p> <p>⑥設備投資額2億円以上</p> <p>⑦工場等立地促進に関する条例との重複はできない</p>	<p>補助金</p> <p>①施設及び設備取得費補助</p> <p>○補助額 施設及び設備取得費用×5/100</p> <p>○限度額 1億円</p> <p>②雇用促進補助</p> <p>○補助額 新規地元雇用者数(霧島市在住)× 20万円 (障がい者であるときは、10万円加算)</p> <p>○限度額 1,000万円</p>

46219

鹿児島県

いちき串木野市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設(半島法) 資本金額 1,000 万円以下 500 1,000 万円超 5,000 万円以下 1,000 5,000 万円超 2,000	—	不均一課税 課税免除	固定資産税	3年間
新增設(原発立地法) 2,700	—	不均一課税	固定資産税	3年間
新增設(地域未来投資促進法) 10,000 (農林水産関連業種は 5,000)	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
いちき串木野市企業の誘致促進及び育成に関する条例	H17.10	【対象業種】 市内全域:製造業・金属鉱業 市指定用地:運送業・水運倉庫業・ 梱包業・卸売業・研究施設	
		※①～③はいずれか一つを選択 ①【用地取得補助】 ○取得面積:3,000 m ² 以上 ○設備投資額:1億円以上(用地取得費を除く) ○新規地元雇用者数 (市外企業が新設等を行った場合、新たに転入した常用雇用者(6か月以上市内に居住)を含む。また、鹿児島市、日置市及び始良市の市民も含む。但し、いちき串木野市民が1/2以上である場合に限る。) 市外企業:5人以上 市内企業:3人以上	○用地取得価格の30%以内 ○限度額:新規雇用者数(市外企業の場合、配置転換等による者も含む)による 10人未満:3,000万円 30人未満:5,000万円 50人未満:1億円 100人未満:1億5,000万円 100人以上:2億円
		②【設備投資促進補助】 ○設備投資額:1億円以上(用地取得費を除く)	○設備投資額の10%以内 ○限度額:新規雇用者数(市外企業の場合、配置転換等による者も含む)による

	<p>○新規地元雇用者数 (市外企業が新設等を行った場合、新たに転入した常用雇用者(6か月以上市内に居住)を含む。また、鹿児島市、日置市及び始良市の市民も含む。但し、いちき串木野市民が1/2以上である場合に限る。)</p> <p>市外企業:5人以上 市内企業:3人以上</p>	<p>10人未満:3,000万円 30人未満:5,000万円 50人未満: 1億円 100人未満:1億5,000万円 100人以上: 2億円</p>
	<p>③【空き工場活用補助】</p> <p>○製造業に限る</p> <p>○設備投資額:1億円以上(用地取得費を除く)</p> <p>○新規地元雇用者数 (市外企業が新設等を行った場合、新たに転入した常用雇用者(6か月以上市内に居住)を含む。また、鹿児島市、日置市及び始良市の市民も含む。但し、いちき串木野市民が1/2以上である場合に限る。)</p> <p>市外企業:5人以上 市内企業:3人以上</p>	<p>○改装費補助 改装費用×50%(限度額500万円)</p> <p>○賃借料補助 賃借料×50%×3年間(限度額年間250万円)</p>
	<p>【雇用促進補助】</p> <p>○設備投資額:1億円以上(用地取得費を除く)</p> <p>○新規地元雇用者数 (市外企業が新設等を行った場合、新たに転入した常用雇用者(6か月以上市内に居住)を含む。また、鹿児島市、日置市及び始良市の市民も含む。但し、いちき串木野市民が1/2以上である場合に限る。)</p> <p>市外企業:5人以上 市内企業:3人以上</p>	<p>○新規地元雇用者数×50万円</p> <p>○限度額: 1億円(事業拡大等に伴い新規地元雇用者が前年と比較して新たに増加する場合、3年を限度として補助)</p>
	<p>【事業所用水使用料補助】</p> <p>○市上水道の使用量が年間3万トンを超えること</p> <p>○ただし、西薩中核工業団地はこの限りではない。</p>	<p>○1トンあたり64円となるように10年間助成</p>
	<p>【給水装置設置費補助】</p> <p>○西薩中核工業団地において、新たに事業</p>	<p>敷地までの工事費</p>

		所を設置し、給水装置を新設した事業所	
いちき串木野市産業 開発促進条例	H17.10	○新増設 (資本金額):(投下固定資産額) 1,000万円以下:500万円 1,000万円超 5,000万円以下:1,000万円 5,000万円超:2,000万円	固定資産税の不均一課税又は課税免除 (3年間)
いちき串木野市工業 用地事業用定期借 地権設定要綱	H26.1.1	【対象業種】 市内全域:製造業・金属鉱業 市指定用地:運送業・水運倉庫業・ 梱包業・卸売業・研究施設 ○取得面積:3,000㎡以上 ○設備投資額:1億円以上(用地取得費を除く) ○新規地元雇用者数 (市外企業が新設等を行った場合、新たに転入した常用雇用者(6か月以上市内に居住)を含む。また、鹿児島市、日置市及び始良市の市民も含む。但し、いちき串木野市民が1/2以上である場合に限る。) 市外企業:5人以上 市内企業:3人以上	○10年から20年間の事業用定期借地権契約 ○初年度から10年間は賃借料無料 ○10年～20年の間は1㎡あたり年間200円の土地賃借料 ○契約保証金として1㎡あたり600円を契約時に納付(満了時に返還) ○満了後に土地を購入する場合は、その時点の譲渡価格から、期間中に納付した賃借料相当額を差引くことができる。

46220

鹿児島県

南さつま市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新增設	2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
資本金 1,000 万円以下	500 万円		不均一課税	固定資産税	3年間
1,000 万円超 5,000 万円以下	1,000 万円				
5,000 万円超	2,000 万円				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
南さつま市企業 立地支援条例	H17.11 H28.3.23 改正	<p>1. 対象業種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、情報サービス業、コールセンター業、陸上養殖業、植物工場、研究開発施設、4年制大学、日本語教育機関、特定民間施設 <p>2. 補助要件</p> <p>(1) 用地取得費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地取得後3年以内に操業開始 <p>(2) 施設整備費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物、機械設備、附属施設 ・施設設備取得後2年以内に操業開始 ・新規雇用者数が操業開始時に5人以上(増設・移転は3人以上)増加 ・投下固定資産総額が 1,000 万円以上 <p>(3) 新規雇用補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用地取得費補助と施設整備費補助のいずれかの要件に該当 ・操業開始後1年以内において新規地元雇用者数が3人以上(引き続き6か月以上雇用され、市内に6か月以上住所を有する) 	<p>南さつま市企業立地支援補助金</p> <p>(1) 用地取得費補助</p> <p>①補助率</p> <p>新設:40/100</p> <p>増設・移転:30/100</p> <p>②限度額</p> <p>新設:6,000 万円</p> <p>増設・移転:3,000 万円</p> <p>(2) 施設整備費補助</p> <p>①補助率</p> <p>10/100</p> <p>②限度額(雇用者数で異なる)</p> <p>新設の場合</p> <p>5~19 人:3,000 万円</p> <p>20 人以上:5,000 万円</p> <p>増設・移転の場合</p> <p>3~19 人:2,500 万円</p> <p>20 人以上:4,000 万円</p> <p>(3) 新規雇用補助</p> <p>①補助額</p> <p>新規地元雇用者数×30 万円</p> <p>②限度額</p> <p>1,000 万円</p>

南さつま市過疎 地域産業開発 促進条例	H17.11	1. 対象業種 ・製造業、農林水産物等販売業 2. 補助要件 ・投下固定資本額:2,700 万円超	奨励金 ○賦課された固定資産税に対する補助率 ・第1年度:10/10 以内 ・第2年度:7/10 以内 ・第3年度:5/10 以内(3年間)
---------------------------	--------	--	--

46221

鹿児島県

志布志市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額 (万円以上)	従業員(人以上)			
(過疎法) 新增設 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
(半島振興法) 新增設 資本金額 1,000 万円以下 500 1,000 万円超 5,000 万円以下 1,000 5,000 万円超 2,000	—	不均一課税	固定資産税	3年間
(地域未来投資促進法) 新增設 10,000(農林水産関連業種は 5,000)	—	課税免除	固定資産税	3年間
(地域再生法) 新增設 3,800(中小企業は 1,900)	5 (中小企業は2)	不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
志布志市補助金 等交付要綱	H22.4	①設備投資額(用地費を除く)が、 2,000 万円以上あること ②用地取得後3年以内に工場等を新 設又は増設し、操業を開始すること ③市が指定した土地(指定地)または 市長が適当と認めた土地(認定地) に工場等が設置されたもの ④新規地元雇用者で、4か月を超えて 継続の雇用保険加入の常勤職員が 5人以上あること ⑤市と立地協定を締結すること	補助金 ①工場等設置費補助金 ・設備投資額(用地費を除く)の3/100～5/100以内 ・限度額 1,500 万円～2億円 ※新規雇用者数に応じて変動 ・工場等設置後1回交付 ②工場等用地取得費補助金 ・指定地 土地取得価格の20/100以内 ・認定地 土地取得価格の15/100以内 ・限度額 3,000 万円 ・工場等設置後1回交付 ③雇用促進補助金 ・新規地元雇用者1人当たり12 万円/年 ・障がい者は3割増し15 万6,000 円/年 ・限度額 1,000 万円/年 ・工場等設置後3年間交付

46222

鹿児島県

奄美市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新增設	500	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
奄美市企業立地等 促進条例	H18.3	<p>①対象業種 製造業、情報通信業【情報サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業をいう】、水産養殖業、試験研究業種</p> <p>②企業の進出 用地取得日若しくは情報通信業施設の設置に当たり事業所を賃借した日から2年以内に操業開始している者又は企業用地取得日前に市内で操業開始を開始している者のうち操業開始後2年以内の者 設備投資額 2,000 万円以上(用地取得費を除く) 新規地元雇用 8人以上(操業開始日現在) 鹿児島県公害防止条例その他法令に違反していないこと 市の誘致企業で立地協定を締結</p> <p>③企業の高度化 事業の規模拡大等により操業開始後</p>	<p>助成金等</p> <p>①用地取得助成金 次の額に1/10を乗じて得た額のいずれか低い額 (企業用地取得費+改修費+造成費)と市長が認めた額の合計 用地面積>建物延べ面積×50/10の場合、建物延べ面積×50/10 ※交付限度額 1,000 万円</p>
			<p>②企業施設設置奨励金 水産養殖施設(内陸部のみ) 施設面積㎡×1万円 工場施設 床面積㎡×1万円 研究所等(情報通信業施設及び研究開発施設) 床面積㎡×3万円 ※交付限度額 1,000 万円</p>
			<p>③雇用奨励金 新規地元雇用者数×12万円 (地域雇用開発助成金支給対象者数除く) ※交付限度額 2,000 万円</p>

		<p>2年以内 設備投資額 1,500 万円以上(用地取得費を除く) 新規地元雇用 3人以上(操業開始日現在) 鹿児島県公害防止条例その他法令に違反していないこと 市の育成企業の認定</p>	<p>④緑化奨励金 工場を主体とする企業 緑化面積㎡×1,500 円 研究所等(情報通信業施設及び研究開発施設)を主体とする企業 緑化面積㎡×3,000 円 この面積は用地取得助成金の交付対象面積に8/10を乗じて得た面積の範囲内 ※交付限度額 300 万円</p> <p>⑤情報通信業に関する助成 ○事業所賃借料助成金 事業所の賃借に要した費用から敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除いた額の1/4に相当する額 ○通信回線使用料助成金 事業の用に供するため支払った通信回線に係る使用料の1/4に相当する額 ○研修費助成金 新規地元雇用者に対する研修に要した費用として、新たに雇用される1人につき5万円を上限 ※上記を合計した1年間の支給額上限を1,500万円とし、3年間の支給総額の上限を4,500万円とする</p>
奄美市企業立地等促進条例の適用の特例に関する条例	H23.7	<p>【企業の進出】 ①対象業種 情報通信業【情報サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業をいう】 ②企業の進出 情報通信業の業務を行う企業で用地取得日若しくは事業所を賃借した日から2年以内に操業開始している者又は企業用地取得日前に市内で操業開始を開始している者のうち操業開始後2年以内の者 新規地元雇用 3人以上(操業開始日現在)</p>	<p>○雇用奨励金 新規地元雇用者数×12万円 (地域雇用開発助成金支給対象者数除く) ※交付限度額 2,000 万円 ○事業所賃借料助成金 事業所の賃借に要した費用から敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除いた額の1/10に相当する額 ○通信回線使用料助成金 事業の用に供するため支払った通信回線に係る使用料の1/10に相当する額 ※上記「事業所賃借料助成金」、「通信回線使用料助成金」を合計した1年間の支給</p>

		鹿児島県公害防止条例その他法令に違反していないこと 市の誘致企業で立地協定を締結	額上限を 150 万円とし、3年間の支給総額上限を 450 万円とする
--	--	---	-------------------------------------

46223

鹿児島県

南九州市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
新增設 10,000 (農林漁業及びその関連業種 は5,000以上)	—	課税免除	固定資産税	3年間
新增設 資本金等により変動あり	—	不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
南九州市企業立地 促進補助金	H23.10	①南九州市との立地協定 ②南九州市に工場等を立地 (新設, 増設, 移転) ③新規地元常用雇用者が操業を開始した日 から3年以内に5名以上増加すること ④設備投資の合計額が2,000万円以上	①土地を取得した場合 取得経費の20/100以内 (限度額5,000万円) ②設備投資をした場合 設備投資額の10/100以内 (増設は5/100) (限度額2,000万円) ただし, 食料品等製造業は15/100 以内 (増設は7.5/100) ③新規地元常用雇用者を雇用した 場合 1名につき50万円 (限度額1,000万円)
南九州市社員寮整 備資金利子補助金 交付要綱	H19.12	①社員寮を建設しようとする土地が本市内 であること ②社員寮の居住戸数が3戸以上 ③建築後10年以上社員寮として使われるこ と ④社員寮を建設するため金融機関又はその 他の機関から借入期間10年以上の条件で必 要な資金を借り入れること	補助金 月を単位として借入を含む月から 起算して36月分の利子相当額 (限度額300万円)

46224

鹿児島県

伊佐市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新增設	2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
伊佐市企業立地等 促進条例	H22.9	次のいずれにも該当すること 1 事業所の新設又は増設 (土地及び建物は購入・賃借でも可) ※ 異なる分野への設備投資に限り、 既存の事業所内でも可(償却資産のみ) 2 投下固定資産総額 2,700 万円以上 3 操業開始後3年以内に新規雇用者が 5人以上 (パート等の場合 0.5 人換算) かつ補助金交付後3年以上の雇用 4 市との立地協定等 (立地協定又は類する協定)	1 用地取得補助金 用地取得経費×30/100 (解体撤去・造成費を含む) (交付限度額 3,000 万円)
			2 雇用創出補助金 第1種新規雇用者×30 万円 + 第2種新規雇用者×5万円 (交付限度額 1,000 万円)
			3 設備投資補助金 投下固定資産総額(土地を除く)×10/100 [※特定事業所については×15/100(5% の上乗せ措置)] (交付限度額 2,000 万円)
			4 設備投資利子補給補助金 投下固定資産総額(土地を除く)に係る借 入総額の利子の 25%以内 (交付限度額 1,000 万円)
伊佐市過疎地域産 業開発促進条例	H20.11	○課税免除又は奨励金の選択 ○投下固定資本額 2,700 万円超	奨励金 ○賦課された固定資産税の 第1年度 10/10 以内 第2年度 7/10 以内 第3年度 5/10 以内(3年間)
伊佐市中小企業防 災対策促進条例	H24.3	次のいずれにも該当すること 1 新たに耐震補強や防水壁の設置など の防災対策を講じる市内の中小企業	防災対策促進補助金 投下固定資産総額×50/100 以内(上限 1,500 万円)

		2 事業所の投下固定資産が 500 万円以上 3 事業所の常用雇用者が 15 人以上	
--	--	---	--

46225

鹿児島県

始良市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 (製造業)	2,500 —	課税免除	固定資産税	3年間
新增設 (流通業)	3,000 新たに16人以上の雇用	課税免除	固定資産税	3年間
新增設 (研究開発施設)	5,000 —	課税免除	固定資産税	3年間
新增設 過疎地域(旧蒲生町)	2,700 —	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
始良市企業立地 促進条例	H22.3	①用地取得面積が 1,500 m ² 以上、用地取得 後5年以内の操業開始 ②雇用者 5人以上 ③市との立地協定 ④工場等の建設及び操業にあたり、公害防 止に関する法令等その他関係法令等に違反 していないこと	補助金 ①用地取得費補助金 ○土地の取得に要した経費(売買代金及 び造成費)の35% ○限度額 操業開始時の雇用者数5人以上 10 人未 満:2,000 万円 操業開始時の雇用者数 10 人以上 20 人未 満:3,000 万円 操業開始時の雇用者数 20 人以上 50 人未 満:4,000 万円 操業開始時の雇用者数 50 人以上 6,000 万円
		○地元雇用者 工業生産施設等の新設、増設、移 転による操業開始時に新たに雇用されたり、 操業開始前から雇用されていた雇用者のう ち、操業開始時に市内に住所を有する者及 び操業開始後1年の間に新たに市内に住 所を有することとなった者で、補助金の交付	②雇用促進補助金 ○地元雇用者に対して1人あたり 40 万円 市外から市内に居住するようになった新規 地元雇用者 ○上記雇用者が障害者であるときは、1人 につき 20 万円加算 ○限度額 1,000万円

		<p>申請時において1年以上市内に住所を有し、引き続き居住し、かつ、雇用される者。</p> <p>○雇用者</p> <p>常時雇用される者(4月以上継続して雇用される者で、期限付臨時雇用者、パートタイム、季節従業員、契約社員等は除く)</p>	
--	--	---	--

46392

鹿児島県

さつま町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設	2,700	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
さつま町企業立地促進条例	H17.3	①工場の新増設、移転 ②新増設、移転に伴う固定資産の取得価格が2,800万円以上 ③新規地元雇用 3人以上 ④用地取得後3年以内の操業開始(増設については、期限なし)ただし、町長が適正な理由があると認めた場合に限り、2年間の期間延長できる。町若しくは町土地開発公社が用地を賃貸して操業した場合は、操業開始日以降10年以内の用地取得が必要。 ⑤町との立地協定	補助金 ○工場用地の取得に要した経費(造成費を含む)の4/10 ○施設及び機械設備投資額 下記の投資額区分毎の助成割合で計算した金額の合計を助成額とする ・5,000万円以下の金額区分×15% ・5,000万円を超え1億円以下の金額区分×5% ・1億円を超える金額区分×2% ○新規雇用1人につき20万円 ○限度額 3人以上10人未満 4,000万円 ※ただし一括取得面積が7,000㎡以上10,000㎡未満は5,000万円 10,000㎡以上は6,000万円 10人以上30人未満 5,000万円 ※ただし一括取得面積が10,000㎡以上は6,000万円 30人以上 6,000万円

※詳細はこちらをご覧ください。 → [さつま町「企業誘致」](#)

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
-----	------	--------	-----

<p>さつま町転入者就労支援奨励金交付要綱</p>	<p>H30.3</p>	<p>《転入者就労支援》</p> <p>【転入者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入基準日以降に転入者となった者で、その日から引き続き町内に居住し、本町に住民登録している者 ・転入基準日以降に転入者となった者で、その日から引き続き2年以上雇用されている者 ・交付申請日において、町税等が完納している者 <p>【企業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入者が2年以上引き続き勤務していること ・転入者が就労した日から引き続き町内に居住し、本町に住民登録していること ・転入者を採用した日の6ヶ月前から、他の雇用者を企業の都合により解雇していないこと ・交付申請日において、町税を完納していること 	<p>定額補助</p> <p>【転入者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内の企業に勤務する者 20万円 ・町外の企業に勤務する者 10万円 <p>【企業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内の企業 転入者一人につき 10万円
---------------------------	--------------	--	--

転入者……本町に転入し、転入時において50歳以下の者で、転入後1年以内に企業に正規雇用された者、又は転入時において既に企業に正規雇用されている者。ただし、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)に規定する技能実習生は除く。

転入基準日…平成30年1月1日

※詳細はこちらをご覧ください。 → [さつま町「移住・定住支援」](#)

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

<p>条例名</p>	<p>制定年月</p>	<p>対象者の要件</p>	<p>内 容</p>
<p>さつま町新卒者就労支援奨励金交付要綱</p>	<p>H30.3</p>	<p>《新卒者就労支援》</p> <p>【新卒就労者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卒業基準日以後に卒業し新卒就労者となったもので、その日から引き続き町内に居住し、本町に住民登録している者 ・交付申請日において、新卒就労者となった日から引き続き町内に居住し、本町に住民登録している者 ・交付申請日において、町税等が完納し 	<p>定額補助</p> <p>【新卒就労者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内の企業に勤務する者 20万円 ・町外の企業に勤務する者 10万円

		ている者 【企業】 ・新卒就労者が2年以上引き続き勤務していること ・新卒就労者が就労した日から引き続き町内に居住し、本町に住民登録していること ・新卒就労者を採用した日の6ヶ月前から、他の雇用者を企業の都合により解雇していないこと ・交付申請日において、町税を完納していること	【企業】 ・町内の企業 新卒就労者一人につき 10万円
--	--	---	--

新卒就労者・・・学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に定める中学校，高等学校，大学，高等専門学校等又はこれらに類するものと町長が認めた学校等を卒業した者で，卒業後 1 年以内に正規雇用された者
 卒業基準日・・・平成 29 年 4 月 1 日

※詳細はこちらをご覧ください。 → [さつま町「移住・定住支援」](#)

46404

鹿児島県

長島町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）				
新增設	2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
新增設	2,700	—	奨励金	固定資産税の 範囲内	3年間

46452

鹿児島県

湧水町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新增設	2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
湧水町企業立地促進条例	H24.3 改正	①町と直接又は県を立会人として立地協定を締結し、協定に定める義務等が履行される者 ②本町の経済発展の促進や町民の雇用促進に必要と認める者	補助金 【工場設置補助金】 ①用地取得額の10% ②設備投資額の3% ※限度額(①+②)3,000万円 ※工場設置後1回限り 【雇用促進補助金】 ③新規地元雇用者1名につき10万円(6ヶ月以上継続して雇用される者が3人以上で、雇用保健の被保険者に限る。) ※限度額1,000万円 ※事業所設置後1回限り

46468

鹿児島県

大崎町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
【過疎地域】 新增設 2,700万超	—	課税免除	固定資産税	3年間
【半島地域】 新增設 500万円以上(資本金額等1,000万円以下の法人)	—	不均一課税	固定資産税	3年間
【地方活力向上地域】 新增設 1,900万円以上	—			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大崎町企業立地雇用促進補助金交付要綱	H27.3	①工場の新設, 増設又は移転のために必要な土地を取得した日、若しくは施設用地を賃借した日から3年以内に操業を開始していること。 ②工場の操業開始日後1年以内において、新規雇用者の数が5人以上であること。 ③町の誘致企業として立地協定を締結し、当該協定に定める義務等が履行されていること。	補助金 ①企業立地雇用促進補助金 新規地元雇用者1人当たり15万円 (障がい者は5万円加算) 限度額 500万円

46482

鹿児島県

東串良町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）				
新增設	2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間

46490

鹿児島県

錦江町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）				
新增設	2,700	—	課税免除	固定資産税	5年間
新增設	2,700	—	不均一課税	固定資産税	5年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
錦江町過疎地域産業開発促進条例	H17.3	○課税免除に該当しない事業者 ○投下固定資本額 2,700 万円超	奨励金 ○賦課された固定資産税の 第1年度 10/10 以内 第2年度 7/10 以内 第3年度 5/10 以内(3年間)
錦江町企業立地促進条例	H23.12	○地元雇用人員 5 名以上(増設の場合 2 名以上) ○投下固定資本額 2,000 万円超(情報サービス業は制限なし)	○固定資産税の免除(3年間) ○雇用促進奨励金(1人1月2万円、障害者は3万円、3年間1000万円限度) ○企業立地助成金 ①用地又は工場等の取得費の3/10以内 限度額3,000万円 ②用地又は工場等の年間賃借料の1/10以内 3年間 限度額1,000万円 ③情報サービス業施設は事務所、機器等の年間賃借料の5/10以内 3年間 限度額500万円 ④用排水路整備、出入り口までの専用道路整備、改造等の整備費の1/2、限度額1,000万円 ①から④いずれか一つを選択

46491

鹿児島県

南大隅町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
新增設 500 (資本金額等1,000万円以下の法人)	—	不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
南大隅町企業等立地促進条例	H17.6	①用地取得後3年以内に操業開始 ②設備投資額が2,000万円以上 ③新規地元雇用者数が操業開始後1年以内において10人を超えていること ④町との立地協定 ⑤法律その他の関係法令等に違反していないこと	補助金 ①工場等用地取得補助 補助率 工場の用地取得価格の30%以内 ②雇用促進補助 補助額 新規地元雇用者数×5万円 ○限度額 ①+②の合計額 2,000万円

46492

鹿児島県

肝付町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
(過疎法) 新增設 2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
(過疎法) 新增設 2,700	—	奨励金	固定資産税 の範囲内	3年間
(地域再生法) 新增設 3,800 (中小企業は 1,900)	不均一課税	固定資産税	3年	(地域再生法) 新增設 3,800 (中小企業は 1,900)
(地域未来投資促進法) 新增設 10,000 (農林水産業は 5,000)	課税免除	固定資産税	3年	(地域未来投資促進法) 新增設 10,000 (農林水産業は 5,000)

46501

鹿児島県

中種子町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額（万円以上）	従業員（人以上）				
新增設	2,700	—	課税免除	固定資産税	3年間
新增設	2,700	—	奨励金	固定資産税の 範囲内	3年間

46502

鹿児島県

南種子町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 2,700 (過疎法) 南種子町過疎地域産業開発促進条例	— 工場／農林水産物等販売業に係る事業所／旅館	課税免除	固定資産税	3年間
新增設 500(資本金5000万円以下の法人) (離進法) 南種子町離島振興対策実施地域産業開発促進条例	— 製造の事業／旅館業／情報サービス業	課税免除	固定資産税	3年間
新增設 3,800(中小企業は1,900) (地域再生法) 南種子町地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例	5 (中小企業は2人以上)	課税免除 不均一課税	固定資産税	3年間 初年度 0.14/100 第3年度 0.46/100 第3年度 0.93/100
新增設 10,000(農林漁業及びその関連業種に係るものは5,000) (地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に感ずる法律) 南種子町企業立地の促進等による地域における固定資産税の特別措置に関する条例	—	課税免除	固定資産税	3年間

46505

鹿児島県

屋久島町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設 ・製造業、旅館業 500万円以上 (資本金額等5千万円以下) 1,000万円以上 (資本金額等5千万円超1億円以下の法人) 2,000万円以上 (資本金額等1億円超の法人) ・情報サービス業 500万円以上	—	課税免除	固定資産税	3年間

46523

鹿児島県

大和村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新增設	2,500	—	課税免除	固定資産税	3年間
新增設	2,500	—	奨励金	固定資産税の 範囲内	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大和村企業誘致立 地等促進条例	H8.12 (H31.3 改 正)	①設備投資額が1,000万円以上 ②用地取得後3年以内の操業開始 ③村との立地協定 ④新規地元雇用者数が3人超 ⑤法律その他の関係法令等に違反して いないこと	助成金
			①企業等用地取得助成金 助成率 企業用地の取得に要した額の 5/10 以内 限度額 1,000万円
			②企業施設設置奨励金 助成率 企業施設の設備投資額の5/10以 内 限度額 2,000万円
			③雇用促進奨励金 新規地元雇用者数×20万円(3年間助成)
			④緑化奨励金 助成率 緑化事業費に要した額の5/10以 内 限度額 50万円

46524

鹿児島県

宇検村

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間	
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)				
新增設	2,500	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
宇検村企業立地等 促進条例	H8.4 (H19.9 改正)	①設備投資額が 500 万円以上 ②用地取得後2年以内の操業開始 ③村との立地協定 ④新規地元雇用者数が操業開始後1年 以内に3人超 ⑤法律その他の関係法令等に違反して いないこと	助成金 ①企業等用地取得助成金 助成率 企業用地の取得に要した額の 3/10 以内 限度額 500 万円 ----- ②企業施設設置奨励金 助成率 企業施設の設備投資額の3/10 以 内 限度額 1,000 万円 ----- ③雇用促進奨励金 新規地元雇用者数×10 万円(1年間助成) ----- ④緑化奨励金 助成率 緑化事業費に要した額の 3/10 以 内 限度額 50 万円

46525

鹿児島県

瀬戸内町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
製造業・旅館業 500 (資本金5,000万円以下)	—	課税免除	固定資産税	3年間
製造業・旅館業 1,000 (資本金 5,000 万円超 1 億円以下)	—	課税免除	固定資産税	3年間
製造業・旅館業 2,000 (資本金 1 億円超)	—	課税免除	固定資産税	3年間
農産物等販売業・情報サービス業等 500	—	課税免除	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
瀬戸内町企業立地 等促進条例	H27.9.3	①用地取得後 2 年以内の操 業開始 ②設備投資額 2,000 万円以 上(情報通信業は除く) ③新規地元雇用者数が操業 開始後 1 年以内に3人以 上 ④町との立地協定 ⑤法律その他関係法令等に 違反していないこと	① 企業等用地取得助成金 ・助成率 企業用地の取得に要した額及び企業用地造成に要し た経費のうち町長が認めた額の 2/10 以内 ・限度額 1,000 万円
			② 企業施設設置奨励金 ・助成率 企業施設の設備投資額の 2/10 以内 ・限度額 1,000 万円
			③ 雇用促進奨励金 ・助成額 新規地元雇用者数×45 万円(但し6ヶ月以上雇用につ き 1 回限り) ・操業開始後3年における新規地元雇用者を対象とす る。 ・地域雇用開発助成金支給対象者数除く。
			④ 緑化奨励金 ・助成率 緑化事業に要した額の 2/10 以内

			<ul style="list-style-type: none"> ・限度額 100 万円
			<p>⑤ 情報サービス業に関する助成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所賃借料助成金 事業所の賃借に要した費用から敷金、権利金その他これらに類する諸経費を除いた額の 5/10 以内 ・通信回線使用料助成金 事業の用に供するため支払った通信回線に係る使用料の 5/10 以内 ・研修助成金 新規地元雇用者に対する研修に要した費用として、新たな雇用者1人につき5万円を上限 ・限度額 500 万円
瀬戸内町起業家支援補助金交付要綱	H28.6.1	<ul style="list-style-type: none"> ①町内で新たに創業する起業家 ②町税等を滞納していないこと ③新規雇用者が1人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○起業に必要な事業経費の一部を補助 ・限度額 50 万円 ・新規雇用者数に年額 20 万円を乗じた額 ・最高3名分 ※若者(35歳未満)を雇用した場合は年額 20 万円(最高3名分)

46527

鹿児島県

龍郷町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
2,000	5	不均一課税	固定資産税	3年間

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
龍郷町工場等立地促進条例	H2.10	①設備投資額 2,000 万円以上 ②町内新規雇用 5人超 ③用地取得後2年以内の操業開始 ④町との立地協定締結	補助金 ①土地の取得価格の 1/10 以内 ②増加する新規地元雇用者(町内居住者又は雇用後1年以内に町内に居住することになったもの)1人につき 10 万円 ①+②の限度額 1,000 万円
龍郷町過疎地域産業開発促進条例	H3.10	①期間内に生産等設備を新・増設 ②取得価額が租税特別措置法施行令または省令が定める額のいずれか高い額を超える	工場・ソフトウェア業に係る事業所もしくは旅館を新設または増設する者に対し、固定資産税の課税免除または奨励金を交付 初年度 固定資産税相当額の 10 分の 10 以内の額 2年度 同 10 分の7以内の額 3年度 同 10 分の5以内の額

46531

鹿児島県

天城町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)				
資本金額等	取得価格	課税免除	固定資産税	3年間
5,000万円以下	500万円以上			
5,000万円超1億円以下	1,000万円以上			
1億円超	2,000万円以上			

※奄美群島振興開発特別措置法に基づく特別措置によるもの（奄美群島地域）

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
天城町工場等 立地促進条例	H4.9	①町との立地協定の締結 ②用地取得後2年以内の操業開始 ③投資額 2,000 万円以上 ④操業開始後1年以内に新規地元雇用 5人以上	補助金 ①町長が工場等の用に供したと認める土地の取得額の 1/10 以内 ②新規地元雇用者数に 10 万円を乗じて得た金額 限度額 ①②の合計で 1,000 万円

46532

鹿児島県

伊仙町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
新增設	2,300	—	固定資産税	3年間

46533

鹿児島県

和泊町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
資本金	取得価格	課税免除	固定資産税	3年間
5,000 万円以下	500 万円以上のもの			
5,000 万円を超 ～ 1億円	1,000 万円以上のもの			
1億円以上	2,000 万円以上のもの			

※奄美群島振興開発特別措置法に係る奄美群島振興開発促進条例によるもの（奄美群島地域）

46534

鹿児島県

知名町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
資本金	取得価格	課税免除	固定資産税	3年間
5,000 万円以下	500 万円以上のもの			
5,000 万円超～1 億円	1,000 万円以上のもの			
— 1 億円以上	2,000 万円以上のもの			

46535

鹿児島県

与論町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		従業員(人以上)	措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)					
資本金	取得価格	—	課税免除	固定資産税	3年間
5,000 万円以上	500 万円以上のもの				
5,000 万円以 ～ 1億円	1,000 万円以上のもの				
1億円以上	2,000 万円以上のもの				